

# 英国の地域交通計画 (Local Transport Plans)

参考資料2

計画主体：ロンドン以外の地方政府(カウンティレベルの権限を有する85団体)にLTP策定の義務。大都市圏では複数の地方政府が共同で策定することが求められている。

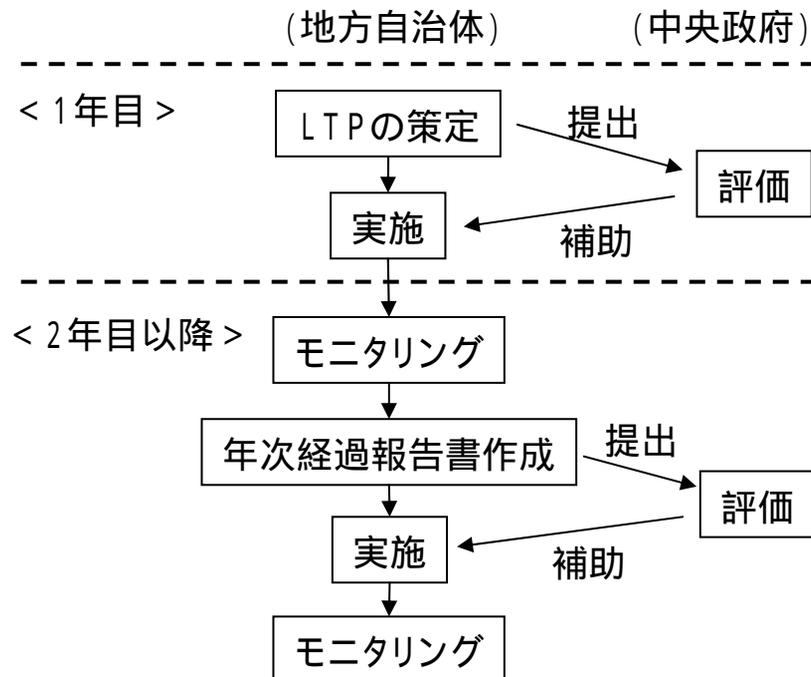
計画年次：地方政府の交通5ヵ年計画。但し、予算が確定するのは次年度のみ。

一括補助：一括補助金の使途は、資本支出の範囲内で、地方当局の自由裁量に任される。

目標設定：目標設定に対応してアウトカム、アウトプット指標を設定。

モニタリング：地方政府は計画の進捗について毎年モニタリングし、年次進捗報告書を中央政府に提出。中央政府は報告書を査定し、次の年次の予算配分に反映(ボーナス、減額も)。

## < 制度の流れ >



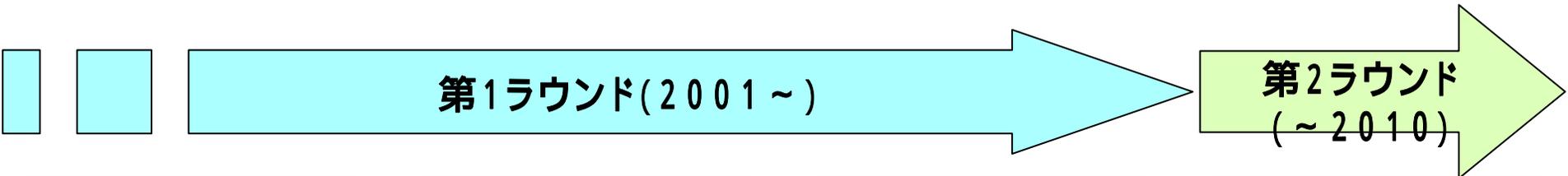
## < 制度のポイント >

地方自治体が提出したLTPを、中央政府が質やニーズの高さ等を評価することにより、補助金の額が決定

5年間の予算配分であり、まず初年度の支出を確定し、評価の状況に応じて、残り毎年の予算が確定

各地方自治体がパフォーマンス指標をモニタリングし、年次ごとの経過報告書を作成。それを中央政府が評価し、達成度の低い場合には、仮配分額から減額あるいはLTPの再検討を要求する仕組み

# APR (年次進捗報告書) 査定基準の推移



2003年

- 計画の実施・着手 27%
- 目標の達成度 18%
- 効果的な支出プログラム 27%
- 前年度の改善要望に対する改善 9%
- 関係協議、市民参加、プレゼンテーション、事例活用 18%

2004年

- 計画の実施・着手 30%
- 目標の達成度 50%
- 効果的な支出プログラム 20%

2005年

- 目標の達成度 70%
- スキームと支出プログラムの効果的な実施 30%

2006年

- 計画の質 50%
- 目標 30%
- 達成度 20%

・予算費目「統合交通ブロック」について、5年間予算の25%を全体でプール。  
 ・第1ラウンドの達成度や第2ラウンドの評価結果に応じて、ボーナスとして配分。